

申請手数料算定表

- 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
- 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
- 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料

申請手数料

非住宅部分の床面積の合計	性能向上計画認定の他の建築物	工場等の場合 ^(注1)		左記以外の場合	
		モデル建物法	その他の場合	モデル建物法	その他の場合
～ 300 m ² 未満 ^(注2)	12,000	22,000	26,000	93,000	238,000
300 m ² ～ 1,000 m ² 未満	22,000	32,000	37,000	119,000	300,000
1,000 m ² ～ 2,000 m ² 未満	35,000	46,000	51,000	158,000	388,000
2,000 m ² ～ 5,000 m ² 未満	103,000	118,000	125,000	264,000	563,000
5,000 m ² ～ 10,000 m ² 未満	151,000	168,000	175,000	339,000	689,000
10,000 m ² ～ 25,000 m ² 未満	198,000	216,000	224,000	415,000	823,000
25,000 m ² ～ 50,000 m ² 未満	239,000	260,000	270,000	482,000	935,000
50,000 m ² ～	352,000	379,000	390,000	644,000	1,187,000

注1 工場等の場合とは、特定建築物（法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。）の非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の全部を工場、危険物の貯蔵場又は処理場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物の場合をいう。

注2 300 m²未満の区分は、変更適合性判定申請及び軽微変更該当証明書交付申請の場合にのみに適用される。

床面積 ^{*1} の合計		金額	備考	
非住宅部分	性能向上計画認定の他の建築物 ^{*2}	m ²	円	
	工場等の場合	モデル建物法 ^{*3}	m ²	円
		その他の場合	m ²	円
	上記以外の場合	モデル建物法 ^{*3}	m ²	円
		その他の場合	m ²	円
計	m ²	円		

※1 床面積は、次により算定する。

○非住宅部分の床面積を算定する。変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合は、変更に係る非住宅部分の床面積を算定する。

○増改築の場合、既存部分における非住宅部分の床面積を含む。

○令第4条に規定する常時外気に開放された部分を含む。

※2 性能向上計画の他の建築物の手数料は、適合性判定申請、変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明書交付申請に係る評価の方法が性能向上計画における評価の方法に相当する場合（例えば、共に標準入力法による場合）に適用する。

※3 モデル建物法とは、基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準を評価する方法をいう。